

令和8年度「新たな教師の学び」充実支援事業～グループ対話型及び自己探究型の先進校視察支援～
視察研修実施要領

学びの改革支援課

1 目的

学校改革や授業改善に取り組もうとする教師が、自ら先進校へ視察するとともに、その学びを「対話を軸にした校内研修」等へ還元しようとする、新たな教師の学びのあり方を支援する。

2 事業内容

(1) グループ対話型の先進校視察研修

ア 先進校視察研修を行う教員は、県内の公立小学校、中学校、義務教育学校の教員とする。

イ 多面的・多角的な視点で視察を行い、さらに対話を通して学びを深めることを目的とし、次の場合のグループ対話型の先進校視察研修を支援する

- ① 学校を越えて複数名で参加したい場合
- ② 同じ学校より複数名で参加したい場合

ウ 先進校視察研修に係るグループの先進校視察研修に係る旅費について、1件あたり上限45,000円までとし、予算範囲内において、(1)イ①の場合は複数の学校から、もしくは(1)イ②の場合は同一の学校から提示された旅費額を、県教育委員会が負担する。

エ 先進校視察研修内容は授業改善や学校改革に係るグループで対話を通して深めようとする課題に基づくものとし、その内容について学校内外で共有する。特に、(1)イ①の場合は各校において、(1)イ②の場合は自校において、「対話を軸にした校内研修」への還元することは必須の要件とする。

オ 実施時期は、先進校視察研修及び「対話を軸にした校内研修」での還元も含めて、令和9年1月29日(金)までとする。

(2) 自己探究型の先進校視察研修

ア 先進校視察研修を行う教員は、県内の公立小学校、中学校、義務教育学校の教員とする。

イ 先進校視察研修先については、1名あたり上限35,000円までとし、主として関東・中部地方へ1泊2日までとする。

ウ 先進校視察研修内容は授業改善や学校改革に係る自己課題に基づくものとし、その内容について学校内外で共有する。特に、先進校視察後の自校における「対話を軸にした校内研修」への還元は必須の要件とする。

エ 実施時期は、先進校視察研修及び「対話を軸にした校内研修」への還元も含めて、令和9年1月29日(金)とする。

オ 先進校視察研修に係る旅費について、学校から提示された旅費額を、県教育委員会が負担する。

※同一日同一目的地に対して、1校から複数名を参加させるために、(2)により複数件の応募をすることも可能。ただし、その場合は、複数件がすべて選定されるとは限らない。

※(1)(2)合わせて、令和8年度 30名(件)程度の先進校視察等の支援を予定。

3 実施方法

- (1) 募集要項に基づいて学校(教員)は本事業に応募する。
- (2) 選考の結果「新たな教師の学び」充実支援事業に指定された学校(教員)は、本要領に基づき視察先を選定するとともに、先進校視察研修日の概ね1か月前迄に、「実施計画書【様式1】」に必要事項を記入の上、学びの改革支援課へメールにより提出するとともに、市町村教育委員会にも通知する。
【メールアドレス kyogaku@pref.nagano.lg.jp】
- (3) 上記(2)の提出を受けた学びの改革支援課は、先進校視察研修日の概ね2週間前までに実施決定通知を送付する。
- (4) 視察研修にかかった旅費については、義務教育課へ清算する。
- (5) 先進校視察を実施した学校(教員)は、速やかに自校において、「対話を軸にした校内研修」へ還元し、「実施報告書【様式3】」を学びの改革支援課へメールにて提出する。

<実施フロー図>

視察研修実施の場合

